

## 阿久比町避難行動要支援者登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）及び個別避難計画の作成に関し、必要な事項を定めるものとする。

(避難行動要支援者)

第2条 この要綱において「避難行動要支援者」とは、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする次に掲げる者（施設等に入所している者を除く。）をいう。

- (1) 要介護3以上の者
- (2) 身体障害者手帳2級以上（肢体不自由の体幹にあつては3級を含む。内臓の機能障害にあつては呼吸器機能障害の1級のみとする。）の者
- (3) 精神障害者保健福祉手帳2級以上の者のうち、ひとり暮らし世帯に属する者
- (4) 療育手帳A判定の者
- (5) 愛知県特定疾患医療給付を受給している者のうち、重症患者の認定を受けている者又は神経系難病患者
- (6) 満75歳以上の高齢者のみで構成される世帯に属する者
- (7) 満75歳以上のひとり暮らし世帯に属する者
- (8) 母子健康手帳の交付を受けた者
- (9) その他名簿への登録を希望する者で町長が認める者

(個別避難計画)

第3条 この要綱において「個別避難計画」とは、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画をいう。

(名簿の登録)

第4条 町長は、前条に規定する者の情報を保有している担当部局の台帳等を基に、自主防災会長、民生児童委員及び障害者相談員の協力を得て、避難行

動要支援者の把握及び名簿への登録のために必要な調査を行うものとする。

- 2 名簿に登録を希望する者は、避難行動要支援者登録申請書兼個別避難計画（登録台帳）（別記様式。以下「登録台帳」という。）を、町長に提出するものとする。

（名簿、登録台帳の保管等）

第5条 町長は、前条の規定により提出された登録台帳及び作成された名簿を保管し、その写しを当該避難行動要支援者の属する大字・自治会の自主防災会、民生児童委員及び地域支援者（以下「避難支援等関係者」という。）に渡すものとする。

（避難支援等関係者による支援）

第6条 避難支援等関係者は、避難行動要支援者に対し、前条の規定による登録台帳及び名簿の写し（以下「名簿等」という。）を活用して次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 災害時における安否確認、避難誘導その他これらに準ずる行為
- (2) 前号の活動を容易にするために日常生活において行う声掛け、相談その他これらに準ずる行為

（避難支援等関係者の義務）

第7条 避難支援等関係者は、前条各号に掲げる支援以外の目的で名簿等を活用してはならない。

- 2 避難支援等関係者は、名簿等に記載された個人情報及び支援上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。なお、支援をする役割を離れた後も同様とする。
- 3 避難支援等関係者は、名簿等を紛失しないよう厳重に保管するとともに、その内容が支援に関係しない者に知られないよう適切に管理しなければならない。
- 4 避難支援等関係者は、名簿等を紛失したときは、速やかに、町長に報告しなければならない。

（登録事項の変更）

第8条 避難行動要支援者又は避難支援等関係者は、名簿及び登録台帳に記載された事項に変更が生じたときは、町長に報告するものとする。

- 2 町長は、名簿及び登録台帳に記載された事項に変更が生じたことを知ったときは、名簿及び登録台帳にその旨を記載するとともに、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に連絡するものとする。

(制度の周知)

第9条 町長は、広報その他これに類する媒体を通じて、この要綱に定める制度の周知を図るものとする。

- 2 避難支援等関係者は、前項の周知に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年1月10日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の阿久比町災害時要援護者登録制度実施要綱の規定によって既になされた手続又は提出された書類は、それぞれ改正後の阿久比町避難行動要支援者登録制度実施要綱の規定によってなされた手続又は提出された書類とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の改正前の様式を用いて書類を作成する場合当該書類への押印を不要とする。ただし、改正後も押印欄がある様式を用いる場合はこの限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、改正前の阿久比町避難行動要支援者登録制度実施要綱に規定する避難行動要支援者名簿に登録された者は、改正後の規定によりなされたものとみなす。